

# 京都管楽合奏団 ARTY BEARS 内部規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当楽団は京都管楽合奏団 ARTY BEARS (以下『当団』と略する) と称する。

(所在地)

第2条 当団の所在地は団長宅とする。

(活動)

第3条 当団は自主演奏会、地域のボランティア演奏、地域の依頼演奏等の活動を行うものとする。

(目的)

第4条 当団は吹奏楽を通じて情操の涵養に資し、併せて技術の向上と団員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 組織

(組織)

第5条 当団の組織は団長、副団長、指導スタッフ、会計、会計監査、広報、会場、楽譜、衣装、エキストラ、その他必要と認められる役職を置くものとする。

2、団長、副団長、指導スタッフのチーフ1名、会計、広報のチーフ1名を当団の幹部とする。

(役職の役割)

第6条 当団の役職は次に上げる各項の役割を担うものとする。

2、団長は当団の代表として、当団の運営、事務を統括する。

3、副団長は団長を補佐し、団長がその任務を遂行することが困難な場合、これを代行する。

4、指導スタッフは練習の指導を行う。

5、会計は当団の会計事務を行う。

6、会計監査は会計事務が適切に行なわれているかを監査する。

7、広報は団報の発行をはじめ、当団の広報活動を行う。

8、会場は当団の活動に必要な練習会場の手配に関する庶務を行う。

9、楽譜は当団所有の楽譜の保管、管理、コピー等、楽譜に関する庶務を行う。

10、衣装は当団のユニフォームの管理、追加発注、団員への販売及び演奏会当日における非団員へのユニフォームの貸出・回収並びに非団員が使用したユニフォームのクリーニングなど、ユニフォームに関する庶務を行う。

11、エキストラは当団の演奏活動に協力頂けるエキストラの対応を行う。

## 第3章 団員

(団員資格)

第7条 次の各項に上げる条件をすべて満たした者に団員資格を与え、入団を認める。

2、高校生以上。但し、18歳以下は保護者の同意がある場合に限る。

3、楽器を所有している者。但し、大型打楽器を除く。

4、入団後の希望パート(楽器)について、その楽器経験年数が1年以上であること。

5、当団の運営方針を理解し、団則に従える者。

(入団, 休団, 復帰, 退団手続き)

- 第 8 条 入団手続きは当団発行の入団届けに必要な事項を記入の上, 団長に提出するものとする。但し, 18 歳以下の者については, 保護者の署名捺印を要する。
- 2, 一, 休団手続きは当団発行の休団届けに必要な事項を記入の上, 休団月の前月中に団長に提出するものとする。尚, 休団についてはその手続きの際に自ら休団期間を決めるものとし, 休団届けの提出時に併せて自らが決めた休団期間の団費総額を前払いするものとする。
  - 二, 休団期間の延長はこれを認める。ただし休団期間を延長しようとする者は, そのつど前号の規定に従い休団手続きをすると共に, 延長する休団期間の団費総額を前払いするものとする。
  - 三, 休団期間中に復帰しようとする者は当団発行の復帰届けに必要な事項を記入の上, 復帰しようとする月の前月中に団長に提出し, 復帰する月から第 11 条に規定する団費を支払うものとする。ただしすでに収めている休団期間の団費総額の内, 当該復帰月以降の分については復帰後の支払うべき団費の一部に充てるものとする。
  - 四, 休団期間中に退団した場合, 前払いですでに納めた団費は退団月以降の分も含めて, 返還しないものとする。
- 3, 退団手続きは当団発行の届出書に必要な事項を記入の上, 退団月の前月中に団長に提出するものとする。

(除名)

- 第 9 条 団員が次の各号のいずれかに該当したときは, 幹部会での協議を経て団長がその者を除名することができる。
- 一, 第 7 条各項の規定を満たさないと認められるとき。
  - 二, 虚偽の親告等があり, 団員相互の信頼関係が阻害されると認められるとき。
  - 三, 当団の名誉を傷つけ, 又は当団の信用を失墜させる行為をしたとき。
  - 四, 反社会的行為を行っているか, 又は反社会的勢力に属していることが判明したとき。
- 2, 除名された者が既に収めた第 11 条各項の規定による団費及び第 12 条各項の規定による演奏会費等は如何なる事由があっても返還しない。
- 3, 除名された者の再入団は認めない。

(衣装)

- 第 10 条 当団に在籍するものは当団のユニフォームを最低 1 着所有するものとし, ユニフォームを紛失・盗難・激しく損傷した場合を含めて, 所有していない又は所有しているユニフォームが使用に耐えない状況の者は次回の本番の有無及びその時期に関わらず速やかに衣装係から購入しなければならない。
- 2, 楽団のユニフォームとはベアーズポロシャツとベアーズピンバッジを総称していい, 前項の規定はそれぞれ 1 着と 1 個所有することをさす。
  - 3, レプリカを除き, ユニフォームを購入することができるのは団員のみとする。
  - 4, 団員がユニフォームを購入する際は衣装係が窓口となり, 金銭の授受については衣装係と会計係とが連携して行い, 領収書の発行は会計係が行う。
  - 5, 衣装係がユニフォームを追加発注する際は団長と会計係の承認を受けなければならない。

## 第 4 章 会計

(団費)

- 第 11 条 団費は一般 1 ヶ月 3,350 円, 大学生, 大学院生, 専門学校生など学生については 1 ヶ月 2,350 円とし, 休団者については第 8 条第 2 項第 1 号又は同第 2 号の規定に従い所定の手続きが行われた者に限って, 1 ヶ月 500 円とする。ただし高校生は団費の納入義務を免除する。

- 2, 高校生を除いた同居の親族が複数名当団に在籍しているものの団費は、その人数に関わらず同居の親族全員、1ヶ月 2,350 円とする。ただしその内の休団者の団費については前項の規定を援用する。
- 3, 団費を滞納した者の滞納分の団費は、本条第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、一般 1 ヶ月 3,500 円、大学生、大学院生、専門学校生などの学生は 1 ヶ月 2,500 円、本条第 2 項に規定する休団者以外の者は 1 ヶ月 2,500 円、休団者は 1 ヶ月 500 円とする。

(その他の徴収)

- 第 12 条 自主演奏会を開催するにあたり、団費とは別に演奏会費を徴収するものとし、その金額については必要に応じて幹部会で決定するものとする。尚、演奏会費は高校生もこれを納入するものとする。
- 2, 新入団員は、入団後初めて迎える自主演奏会の演奏会費について、前項の規定に従って定められた金額の半額を納入するものとする。ただし本項の規定は初めて当団に入団する者にのみ適用し、退団期間の長短に関わらず当団に再入団した者はこの限りではない。
  - 3, 本条第 1 項同第 2 項の規定は、休団者及び演奏会に出演できない者を含めた全団員に適用する。ただし幹部会が定めた日までに、演奏会に出演できない旨を会計係りに申し出た者は演奏会費の徴収を免除する。
  - 4, 幹部会が定めた日までに演奏会に出演する旨を親告した団員が、急きょ演奏会に出演できないこととなった場合は、その理由の如何に関わらず、次の通りその者が支払った演奏会費の一部を返還する。ただし、出演できなくなった理由がその者の退団による場合はこの限りではない。演奏会に出演できなくなった旨の親告が演奏会から逆算して 1 ヶ月以内であった場合、本条第 1 項及び第 2 項で定められた演奏会費の 10%を返還する。2 ヶ月以内に同親告があった場合、同演奏会費の 30%を返還する。3 ヶ月以内に同親告があった場合、同演奏会費の 50%を返還する。3 ヶ月よりも前に同親告があった場合、同演奏会費の 70%を返還する。

(団費納入方法)

- 第 13 条 団費は翌月分を当月に納入するものとする。ただし休団者の団費納入方法は第 8 条第 2 項第 1 号及び同第 2 号の規定に従うものとする。
- 2, 団費の納入方法は当団が指定する銀行口座に団員名義で振込むことによって支払うものとする。なお振込手数料は団員が負担するものとする。
  - 3, 団費の分割払い及び翌々月分以降の先払いは原則認めない。但し、やむを得ない事情のある場合は、事前に会計係と協議の上、処理するものとする。
  - 4, 前項の但し書きについて、会計係は協議の結果を団長に報告するものとする。

(休団者の団費等納入について)

- 第 14 条 休団者についても、第 12 条各項、第 13 条各項の規定を適用するものとする。

(会計規則について)

- 第 15 条 その他会計に関する詳細事項は会計規則に従うものとする。

## 第 5 章 団長の専決処分

(団長の専決処分)

- 第 16 条 団長は幹部会若しくは、全体ミーティングを召集するいとまのない緊急な事項についてはこれを専決処分することができる。

(専決処分の報告)

第 17 条 前条の規定により専決処分したときは、団長は次の全体ミーティングにおいて報告しなければならない。

## 第 6 章 全体ミーティング

(全体ミーティングの招集)

第 18 条 当団の運営に関する幹部会若しくは、全体ミーティングは団長が招集するものとする。

(全体ミーティングの成立)

第 19 条 全体ミーティングは当団の最高議決機関として全団員を以って構成し、委任状（明確な委任の意思を示せば他の方法でも可）を含む全団員の 3 分の 2 以上の出席を以って成立する。

(全体ミーティングの議決権)

第 20 条 全体ミーティングでの議決は、委任状（明確な委任の意思を示せば他の方法でも可）を含む出席者の過半数の賛同によるものとする。

(団則の改正・廃止)

第 21 条 団則の改正・廃止は、全体ミーティングにおいて委任状（明確な委任の意思を示せば他の方法でも可）を含む出席者の過半数の賛同によるものとする。

## 第 7 章 補足

(その他の議決)

第 22 条 その他本規則に明示しない事項は幹部会若しくは、全体ミーティングによって決定する。

附則 (施行期日) 本規則は制定の日若しくは改正の日から施行する。

2005 年 4 月 1 日制定

2006 年 9 月 1 日改正

2007 年 5 月 1 日改正

2007 年 11 月 29 日改正

2008 年 4 月 10 日改正

2008 年 12 月 18 日改正

2009 年 12 月 3 日改正

2010 年 4 月 22 日改正

2010 年 12 月 2 日改正

2011 年 12 月 22 日改正

2012 年 12 月 27 日改正

2013 年 12 月 5 日改正

2015 年 3 月 26 日改正

2015 年 12 月 24 日改正

2020 年 1 月 30 日改正

2021 年 6 月 15 日改正

2022 年 1 月 20 日最終改正